

鳥取県告示第 922 号

平成18年鳥取県告示第240号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき平成18年12月15日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 略				(1) 略			
(2) 設備利用料				(2) 設備利用料			
ア 大ホール				ア 大ホール			
区 分			利用料	区 分			利用料
種別	設 備 名	設 置 数		種別	設 備 名	設 置 数	
略				略			
その 他	略			その 他	略		
	持込電気機 器	—	1キロワット につき 200円		持込電気機 器	—	1キロワット につき 200円
	DVDレコ ーダー	1	1台1回につ き 1,010円				
備考 略				備考 略			
イ 小ホール				イ 小ホール			
区 分			利用料	区 分			利用料
種別	設 備 名	設 置 数		種別	設 備 名	設 置 数	
略				略			
その 他	略			その 他	略		
	持込電気機 器	—	1キロワット につき 200円		持込電気機 器	—	1キロワット につき 200円
	DVDレ コーダー	1	1台1回につ き 1,010円				
備考 略				備考 略			
ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム				ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム			
区 分			利用料	区 分			利用料
施設	設 備 名	設 置 数		施設	設 備 名	設 置 数	

施設	設備名	設置数	
略			
その他	略		
	持込電気機器	—	1キロワットにつき 200円
	DVDレコーダー	1	1台1回につき 1,010円
備考 略			
2 略			

略			
その他	略		
	持込電気機器	—	1キロワットにつき 200円
備考 略			
2 略			

附 則

この告示は、平成19年1月4日から施行する。